

2020年度 臨時評議員会議事録

1 日 時 2020年10月11日 19:00～21:20

2 場 所 Zoomによる会議

3 出席者 評議員21名 ※委任状19名

※書面による意見提出 13名（内1名は出席）

4 議事内容

○理事長（挨拶）

今年は、大会等現地開催できないので、本日もオンラインでの開催となった。本日は、日本学術会議の件で臨時の評議員会を行う。自学メーリングリストでの活発な意見交換を受け、理事会としても議論を行っているが、評議員会としても議論を願いたく、本日の会議を開催した。

日本学術会議については、105名の新規会員の推薦を行ったが、首相から99名しか任命されなかったということで、10月2日付で学術会議より理由説明と追加任命を求める要望書が出されている。

当学会は、学術会議の協力学術研究団体となっており、無関係ではない。日本教育学会からの照会もあり、学会として見解をまとめるために、評議員会として闊達な議論をいただきたい。

○A評議員

メーリングリストで書き込んだという責任もあるので発言する。そこでは理事会での検討を願ったので、理事会の議論の様子を伺いたい。また、本日参加できない評議員の方の意見も伺いたい。

○事務局

評議員の意見は13人の方からあった。地域選出の評議員の意見が多かった。慎重に対応すべきという意見と政府は説明責任を果たすべきという2つの方向の意見があった。主な意見は以下の通り。

- ① 学術会議の在り方が問題であれば、その点は別途考えていけばいい。政権は説明責任を果たすべき。理事会のお話を伺いたい。
- ② 国民に合理的な説明がなく、不信感、危機感がある。
- ③ 解釈の変更は許されない。学会としても見解を明らかにし抗議すべき。
- ④ 学問の自由を侵害することであり、容認できるものではない。
- ⑤ 「総合的俯瞰的な判断」というような抽象的な表現では納得できない。具体的な説明があるべき。
- ⑥ 学会の対応を理事会で示すのは良いが、慎重な協議が必要。
- ⑦ 自治体学会は、自治体を巡る課題について議論する場であり、意見表明することは、学会として取り組むべき内容を超えていると思う。
- ⑧ 声明を出すことで政治的駆け引きに使われかねないので、行動すべきではないと考える。
- ⑨ 総論は賛成だが、自治体職員が多いという他学会と異なる特殊性を考慮すべき。
- ⑩ 自治体職員としてはためらいがあるが、学会としての判断には反対するものではない。

○総務部会長

10月3日に、理事長から自学MLでの議論を受けて、理事会として検討したい旨の提案

があった。また、日本教育学会からも問い合わせがあり、自治体学会としてどういうスタンスを取るのかをという議論を始めた。

理事長から、何らかの行動を取るのか否か、どちらであっても検討と説明は必要であるという意見が、また、理事会の中からも看過できないという意見があった。

また、会員の属性が多様でありまとめられるかという懸念、タイミングが難しいという懸念もあった。一方で、今回の政府の対応はおかしいので、学会の見解に添えていくべきとの意見、抗議ではなくても何らかの行動が必要であり、多様な意見を聞くことが必要、といった意見もあった。今回の件については、政権批判というより研究者の側の問題でもあるのではないかと考えることもできるなどの意見も出された。

本学会としては、学問の自由そのものというよりも、分権型社会における自治の価値、政策過程における多様な政策研究の価値が大事というスタンスで意見表明したらどうか、といった議論がされた。何らかの「行動」について、その内容やいつ行うのか、また、その手続きはどう行うのかといった議論を行ったが、内容についても時間がかかることやまた、出すとしても、学会としてか理事会か会員有志かということも検討が必要であり、結論に至らなかった。

Web大会までに、理事会としての見解を出したいと考えていたが、自治体職員、研究者等への影響や会員としても声を出しづらいのではないかと考えたから、評議員会に付議することとした。

○理事長

以上が経過であるが、事務局報告の会員意見は、ボリュームがあるものを要約したものであることを付け加える。

○B評議員

今日の会議は、理事会で作成した素案というようなものについて意見交換と思ったが、そうではないことに多少の驚きがある。意見としては、何らかの見解を出すべきと思う。学会の推薦に基づいて任命されるということだが、「基づく」ということが自治体の現場で、どういう位置づけであるかを分かっており、今回の「基づかない」ということを、学会や学会員に対して理事会で表明してほしい。

○理事長

ご指摘はもっともなところもあるが、会員全員が納得できるような成案を作るに至らなかった。

○B評議員

成案ではなく、理事会としての案を示してほしいと思う。

○C評議員

表明するという方向性は当然と思う。その最低限の合意点は3つあるだろう。①自治体学会も学会のメンバーであり、その立場で言うべき。②日本学会法7条では、委員の任命は学会の推薦に基づくこととなっており、「基づく」という用語の解釈として、一定の重さがあり、そうでない場合は、説明責任を果たすことが義務としてある。それを言うことは、政治的な主張など関係ないだろう。おかしいのではないかとこのことを言うことは当然であり、自治体職員としても、そういうことであれば問題ないのではないかと。③「総合的、俯瞰的」というあいまいなことを言われると、政府に対して批判的な意見を言うことで、補助が受けられないとか教員としての立場でいられなくなるのではないかと。疑心暗鬼を生みかねないようなこととなり、こうしたことは不当であるので、この3点

をもって再考を促すことは妥当と思う。

○理事長

声明を出すとしたら、どういう内容が良いのか、また、出すこと自体がアクションであり、それに会員が納得できるのかという2つの論点があり、理事会でも多くの議論がされた。

○D評議員

個人的には、大きな問題であり研究者を萎縮させる効果は大きいと思う。ただ、自治体学会としては慎重にすべきと思う。声明を出すことを躊躇する会員が一定程度あるならば、多数決で押し切るようなことはすべきでないと思う。この学会の特殊性もあるので、相当の慎重な意見があるならば、意見を出さないことが賢明な判断と思う。

以前、辺野古への移設について、表明すべきという意見もあったが、自治体学会としては研究団体としてテーマとして取り上げて、議論することで対応すべきという意見があったので参考としてほしい。

C評議員の発言で、「メンバー」という表現があったが、協力学術研究団体という理解でいいか？また、職員としても、問題ないのではないかというご発言もあったが、それは、それぞれの考えや立場があることから、相当数の懸念がある場合は、声明等を出すべきではないと思う。

○理事長

辺野古移設については、学会としてフォーラムという形でしっかりと議論しようという認識になった。もう一点、かつて、日本原子力学会から、同学会として開かれた対話や合意形成を進めるという観点から、自治体学会に意見を求めるような問い合わせがあったが、理事会としては、あたかも自治体学会理事会が会員の総意を代弁し、それをもって原子力学会が対外的に合意形成をしたかのように取扱いかねない問い合わせ内容に違和感を持ち、回答しなかった記憶がある。また、会員からは、今まで何らかの意見表明を行った先例があるのか、という問い合わせもあった。D評議員からの質問については？

○C評議員

メンバーという表現については、メンバーリストに学術会議からのニュースも載ることなどから、単にメンバーと表現した。

○理事長

日本学術会議法には、36条で規定されており、1項で協力団体となろうとする団体は学術会議の活動に協力することを申し出ることとなっており、当学会は、かつて協力団体としての申し出を行ったことから協力学術研究団体となっているという経緯がある。また、2項では、緊密な協力関係を持つものとされており、そういう協力関係となっている。

○事務局

学術会議との関係として、実務的には、シンポジウムや研究会の案内などが送られてくるので会員に情報提供している。また、調査依頼があった際に協力している。学会として外部へのアピールについては、設立時のアピールや田村明先生が公表されたものなどだろう。2011年の東日本大震災の際には、緊急アピールなどを行っている。

○理事長

自治体学会規約の2条、3条に基づけば、何らかの対外声明は出すことはできるだろう。

○C評議員

「メンバー」ではなく「協力学術研究団体」と発言を訂正させていただく。協力団体として表明していくべきであろう。D評議員は、反対が1人でもいれば押し切るべきではないと

のお考えか。この問題は多数決で決められないとすると何も言えない、となるのだろうか。

これが違法かどうかは判断が分かれるし、政府批判になれば合意しにくいかもしれないが、学問の自由を脅かすおそれがあり、萎縮させるのではないかというようなことは、最低限の合意としてできるのではないか。

○D評議員

重要な点だと思う。一人でも反対があればとは思っていないが、相当数の反対がある、懸念がある、慎重論がある中で押し切るべきではないだろうと考える。現に評議員の中にも、理事の中にも反対意見があるので、個人的な思いとは別に、自治体学会の決定のあり方としては慎重になるほうが良いと考える。

2点目、表明の中身を考えれば、合意できる一線はあり得るだろう。それを見出せば声明を出すことは不可能ではないと思われるが、内容というよりも、自治体学会として行動する、表明すること自体への慎重論なのではないか。

個人的にはC評議員の意見に賛同するが、学会として行動することに慎重意見があるのは分からなくはないと思う。

○E評議員

自治体の職員は、法律、制度がこうなっていると住民に説明して納得していただいて仕事してきた。今回の件も、我々が納得していないのであれば、納得できるような説明を政府に求めるべきではないか。

特に市町村の職員は直接市民に向き合っており、納得していただけるよう説明をして仕事をしている。自治体学会のメンバーは市町村職員も多い。自分たちが納得できないなら国に対して説明を求めるべきだと思う。

○理事長

説明責任の観点から求めていくべき、というご意見をいただいた。

○A評議員

最初に自学メーリングリストで口火を切ったが、自治体学会として何らかの提言をするべきではないかと考えていた。自治体学会としては、一つは学術研究団体として、自治体学の探求を目指している立場を持っている。もう一つは、自治の追求をする立場を持っている。いかに中央集権や国家権力から自由で自立して自治を目指すのか、そういうことを学問として追求している仲間である。その立場からも、今回の問題には声を上げなくてはいけないと思っている。それは政治的活動ではないと考えている。

内容としては、国家権力が行ったことを国民として看過できない、ということを表明していくべきではないか。たしかに、会員の中に自治体職員が多く、その方々の声を考慮した方がよいことは理解しているが、むしろ、地方自治の現場で働いている職員こそ、国の強権的なやり方に、一職員としては難しくても、自治体学会として声を出すことを望んでいるのではないか。懸念があることに対しては、地方公務員法 36 条に抵触しないように、政治活動ではないことをしっかり示すことも必要。すでに教育学会からの照会もあり、自治体学会と

して外に向けて見解を示すべき。また、会員に対しても、こういう考えを持っているということを示すべきではないか。

どうしても文案がまとまらない、団体意思を示せないこととなっても、最低限、学術会議が出している声明への賛同を示すべきではないか。

○F 評議員

ちょっと横筋の意見かもしれないが、今回の会員の推薦に対して、自治体学会へは学術会議から何らかの依頼はあったのか？ 人選に関しての個別学会への依頼という意味で依頼があったのか確認したい。

○事務局

そのようなご依頼、問い合わせはない。

○F 評議員

他学会の状況を見ていると、学術会議の内部の推薦プロセスは、そんなに透明ではない気がする。個人的には、政府に説明責任を求めるということであれば、学術会議にもガバナンスを求めることが必要ではないかと考える。

過去の経過についても、学術会議からも何も出てきてない。政府に物申すのであれば、自らにも跳ね返ってくる可能性があり、自己規律が求められる。それを意識しなければいけないのではないか。

○理事長

我々が声明を出すなら、学術会議、政府の両方に出す形もあり得る。表明する以上、我々のあり方も問われるということである。

今回の件に関して言えば、情報が後から次々に出てきており、10月2日の声明時に比べ、状況がどんどん変わっている。我々の意思決定が遅ればさらに新しい情報が出てくると考えられる。自治体学会として何らかの声明を出すときに、学術会議を不問にすることはできるのか、というのは重要なご指摘である。

○B 評議員

今までの議論を聞いてなるほどと思うところ多かったが、原点に戻ると、そもそも推薦に基づいて任命する、それがされなかったことに対して、「なぜ？」と聞くことが大事ではないか。

加えて、学術会議のガバナンスを求めるのはその通りかもしれないが、政府が説明もないまま行ったことを憂慮する、と表明することは何ら政治的ではないし、自治体職員が不利益を被ることにはならないのではないか。学術会議との関係も大事だが、理事会がどのような見解を持っているのかを出さないと、学会としては成り立たないのではないか。

○G 評議員

慎重派と積極派といやうに分ければ、私自身は積極派の方であり、個人的にはどんどん進めるべきと考えるが、慎重に行うべきと考える会員はどう考えているのか、それを知りたい。

評議員会や自学メーリングリストで活発な意見交換がなされているが、会員全体を考え

ると、声を上げない会員も多いのではないかと感じる。会員の中に、声明を出すことになぜ、躊躇いや恐れを感じるのか、その現場の雰囲気を知っておきたい。どういうことが不安なのか、どういうことに慎重な気持ちを持っておられるのか、どなたか代弁していただいた方がいいと思う。もっと聞いた方がいい。

そして、何らかの表明をするのなら、時間をかければかけるほど、出てくる問題は複雑になることが想定されるので、論点は、ある程度具体的なところに特定した方がいいと考える。

合意できるところを見出す、という作業とともに、声明を出すこと自体に慎重な方々がいなくても出さずかどうか、考えることが必要ではないか。

表明するのもしないのか、どういう内容にするのか、どの立場で出すのか、理事会か学会か。出すならば、「我々」、学会全体として出すべきと考えるが、一方で、「我々」というならば、有志で出す選択肢もあり得る。

○理事長

非常に重要なご意見である。あえて無理に名付けるとして、慎重派の意見の中にも二つある。まずは、審議会委員の選任のようなものとしてこの問題を捉えており、推薦の中から選ぶのは妥当ということで、国の対応に何かを言う必要はないと考えている場合がある。

より深刻なのは、政府の対応に問題があると考えているかもしれないが、声明を出すこと自体に慎重である場合である。その場合は、そもそも、こうした会議においても発言として出てこない。その空気感は発言とは別につかんでいくべきだろう。自治体の現場におけるサイレントマジョリティとでも言うべき、言葉ではないメッセージを察していく必要が理事会にはあるのではないかと考える。理事個人に匿名で寄せられているメールもあった。

○G評議員

匿名メールのように恐れのようなものを持っている会員がいることを、もっと知るべきではないか。メールをくださったということは、その方は学会には思いがあるということだと思う。そういう意見が多数なのかどうなのか、もう少し、会員の温度感をつかむべきではないか。

○H評議員

G評議員と同意見。慎重派の声を聞くことは大事だと思った。職員の危惧についてもっとよく聞くべき。また、会員には国会議員もいる。

自分自身は、最初、意見表明をすることは政治的行動と思っていたが、議論されているように、あくまで学術研究団体としての意見表明であれば、慎重派の会員もこれだったら受け入れられるラインが見えてくるかもしれない。政治的発言ではなくあくまで学術的な内容の発言をすべき。また、表明するのは、自治体学会として出すのが望ましいと考える。

○理事長

自治体職員がいろいろ立場上大変だとすると、職員と研究者が対立軸になりそうだが、実は、国立大学は自治体以上に厳しい状況である。大学以外の国立研究機関の研究者であればもっとだろう。自治体職員以上に、研究者も不自由さを感じている。

○H評議員

自治体職員だけでなく、研究者にも慎重派がいるというのは、その通りだと認識している。

○事務局

当学会としては、東日本大震災後に緊急アピールを行ったのが唯一の事例である。その時は、震災対策特別委員会を設置して、復興に関する提言を行った。その1事例だけで、地方分権の時も、学会としてのアピール等はなかった。

今、個人会員のことが議論されているが、数は多くはないが団体会員もいる。都道府県、市町村、そういうところは、この声明についてどう意思決定するのか。団体会員がいることを念頭に置いていただければと思う。

○理事長

過去にアピールを出した時は、委員会が設置されていたようだ。

○C評議員

そもそも、自治体学会の声明がそんなに影響を及ぼすものだろうか。多くの人は知らないという状況ではないか。「声明を出したら学会を辞める人がいるのではないか？」との声もあるが、逆に「声明も出さない学会なのか？」という声もあるのではないか。両方の言い分、思いを知ること、落としどころを探っていくことができるのではないか。

○B評議員

まず、説明責任を求めることは政治的なことではない。説明責任を求め、仮に、政府がそれに応じて説明した上で、その説明に関してそれぞれの会員がどう考え、行動するかは、政治的なことにつながるかもしれないが。

国が説明しないことがおかしいのであり、自治体学会として意見表明すれば、むしろ、会員が考えるきっかけになる。理事会として意思表明すべきではないか。

○A評議員

慎重派がサイレントマジョリティと言われているが、逆もあるのではないかと考える。言いたいけれど声を上げられないサイレントマジョリティもいるのではないか。最初に提起した私の発言に対して、思った以上に賛成の声がくることに驚いた。今までこんなに、学会に対して意見表明することはなかったと思う。

先ほど「会員全員の意向を聞いてほしい」という意見があったとのことだが、それは無理があるのではないか。会員全員の意見を把握することは困難であり、理事会として意思決定して声明を出すべきである。自治体学会のスタンスが問われていることであり、決定すべきではないか。表明しないことも一つの結論であるが、どちらにしても答えを出さなければいけない。慎重派に慮って声明を出さないということは逆の圧力になるのではないか。

○理事長

慎重派、積極派、現時点では、どちらが多数か、サイレントマジョリティなのかは不明である。ただし、サイレントマイノリティであっても押し切ってはいけないのでは、という論点もある。

声明を出す、出さないを早急に決めることは、決断主義といった決められる政治論としてはそうである。しかし、議論をすることも一つの行動である。決断できる政治も大事だが、それだけではなくいろんな形態があり得る。自治体学会としてどれがふさわしいのか。

直ちに決定して行動してないとしても、しかし、理不尽なことを傍観しているだけではない。明らかにアジェンダには上がっている。会員、評議員、理事会それぞれで積極的に議論を行っていると言える。議論なく声明を出すことより、むしろ議論を行っていること自体が大事であると考ええる。

○ I 評議員

自治体学会について、みなさんの見解に幅があることを理解した。私の立場としては、声明を出すべきだと思う。自治体学会が学術団体という認識で関わっている会員、運動体として考えている会員、いわゆる学術的に自治体学を学ぶという立場になっている会員といった多様性がある。

法政大学では総長メッセージとして、「研究内容にかかわらず学問の自由は保障されている。理由も示されず任命拒否することは憲法 23 条を脅かす考え方である」と発信したが、学内の別グループは任命拒否された方を任命せよ、とのメッセージを出している。

声明を出す場合、どのようなメッセージ性を持たせるのか、説明を求めていくことは、政府に対して行動をすることを求める、ということになり、自治体職員は抵抗を持つかもしれないが、ただ、学問の自由の保障ということであれば、個人としてぎりぎり賛同できるのではないか。

私自身は、所属する大学としての声明があるが、声を出したくても出せない会員もいるだろう。どのような内容であれば賛同できるのか、一人の人として出せるメッセージを探していければいいのではないか。

○理事長

東京大学総長からも談話の発信がある。たしかに、大学構成員としては、総長など執行部の動きがあれば、一定の意見表明の下にあることとなる。

○ B 評議員

私はむしろ逆で、学問の自由への侵害であるとの主張の方が、意見が分かれると考えていた。

○理事長

どの立場で出していくのか、また、内容をどのようにまとめるのか、これからの課題である。

○ J 評議員

説明責任の観点から言えば、今回の件が、自由な意見を言ってはならない、自由に意見を言うならどうなるか分かりませんよ、というようなメッセージが裏にあるのであれば、由々しき事態であり、自治体学会として何らかのメッセージを出していくべき。

自由に意見を言ったらどうなるか分かりませんよ、ということへの恐れは、大学や自治体

では深刻な事態になってきているかもしれない。そこまで影響があるだろうか、という意見もあったが、意外と深刻な事態になってきているかもしれないので、慎重な出し方をしていくべき。

○K評議員

自治体職員の立場で発言する。私は、個人として活動に参加している。政治的な色がつくことは十分配慮いただいた上で、声明を出すことはしていただきたい。自治体学会として発言すべきことは発言していただきたい。

○L評議員

Web大会の挨拶の中で、理事会の中でいろいろな意見がありますと申し上げた。理事会の議論の中で思ったのは、今回の件がおかしいということは、慎重派の方も思っている。しかし、それをストレートに言えないという立場もある。それは、自治体職員にも研究者にもいるだろう。行動を起こすこと自体が難しい、行動することでこの学会にはいられない、ということもあると私としては実感できた。そういうこともあって、理事会ではまとまらなかったということである。

○理事長

理事会でもいろいろな議論があって、不利益を会員に及ぼすことがないようにやらなければいけないという意見もあった。また、不利益が生じた場合に責任を取れるのか、とさえ取れないので、できるだけマイナスにならないようにとも考え議論した。意見が分かれてしまうことで会員の退会等につながらないように、自由闊達な議論と合意形成へのアジェンダにすることは必要、との認識である。

そういうこともあり、理事会では成案に至らなかったが、評議員会でもいろいろなご意見をいただき、どうまとめるか。評議員会でまとめていただくのもある。

○A評議員

私としては、理事会で声明を出していただきたい。理事会に押しつけているかもしれないが、理事会もしくは、理事一同として出していただければと思う。評議員会は、全国選出、地域選出の評議員で構成され、評議員会で決を取ったら会員全体の意見となる。理事としての声明であれば、会員の逃げ道を作れるところがあるのではないか。評議員会でやるということとなるのなら、やらなければいけないとは思っている。

○理事長

江戸時代では、農民一揆の時に、参加した農民全員ではなく首謀者だけが罰せられる、というものであった。

むしろ、出すとしたら、有志で行うという方法もあるのではないか。自学MLでのご提案にもそのような趣旨のことがあったが、起案者を誰にするかということで取り下げになったようだ。理事会で検討しているということを出したがために、有志の動きを止めてしまったとしたら、そこは申し訳なかったと思っている。

○G評議員

理事会だけに押しつけるのは良くないと考える。であれば評議員会ということもある。いずれにしても「我々」をどこまでの括りとするかが課題。

分かっているのは、声明を出しても出さなくても反対があるだろうということ。どんな内容でも反対があるだろうと想像できる。自治体学会としては、声明を出す明らかな規定もなく、全国的にみんなが同意できる東日本大震災復興に関するような案件でもなく、何をどうまとめていくべきか。

選択肢としては、有志で声明を出す、その場合に、自治体学会として有志の活動は止めない、そして、自治体学会としては、「我々」の範囲をどうするのか。内容としては、学問の自由の保障と、学問の自由における自治の自由を尊重する、など、誰も同意できるものを探るべき。

その上で、理事会、評議員会、学会の構成員を代表する立場として、議論した上で、ノーアクション、という行動しない選択肢はあるのか、ということについては、そろそろ決めべきではないか。それは評議員会の責任として決定すべきではないか。

○理事長

評議員会としてどうまとめるか意見をいただきたい。

○A評議員

確認であるが、日本教育学会からの問い合わせ内容はどのような内容だったのか。

○事務局

「意見表明など何らかの行動を起こすか」「専門分野横断的な共同行動についてどうお考えか」の2つの質問で、検討している旨の回答をしている。

○理事長

いろいろな意見が出ているので、何らかのアクションを起こした方がいいだろう。どうアクションを起こすのか。シンプルには、誰かが書いて賛成する人が集まり、自治体学会有志として声明を出す。その場合は、何種類出てもそれは自治体学会らしくていいのではないか。論点も、学問の自由、だけではなく、いろいろある。五月雨式に出すのはあり得るかもしれない。

今の段階で、声明を出すことを決定するのは、理事会としては難しい。評議員会でも難しい。議論していることとその内容は出すことができる。今日の議事録は可及的速やかに出す。論点整理も出していきたい。

みなさんから、今日のまとめ方のご提案をいただきたい。

○A評議員

日々状況が変わる中で、決めるときに早く決めるべきと考える。フライング気味かもしれないが、最低限の内容を整理して文案を作ってみて、自治体学会として発表したいと一度投げかけてみて、反対の声によりそれが無理であれば、その時に有志として出してはどうか。自治体学会として行動することに、半歩でも、一歩でも進んではどうか。

○J 評議員

声明を出した唯一の事例である東日本大震災のアピールは、プロジェクトチームとしての責任で出した。この時のように、理事会でも評議員会でもないプロジェクトで検討してはどうか。

○I 評議員

みんなで議論していたら時間ばかり過ぎ、出すタイミングを逸してしまう。この評議員会でいろんな意見が出てきた。早く出すことを優先するなら、現実的な取り組みとして項目を絞って、評議員会案をまとめて提案し、賛同いただける方の有志案として出してはどうか。

○M評議員

私自身は、大学の講座運営関係もあり、今回の件で難しい立場にいるので声明を出すことには反対である。しかしながら、議論を聞いていて会員全員の意見を聞くのは難しいような発言があったが、自治体学会なら一人一人の意見を聞くべきではないかと思ひ、懸念している。それが民主的な意思決定に必要なことではないか。

もう一つ大事なことは、団体会員がいるということも考慮が必要ではないか。それらを含めて議論をしていくべきではないか。何らかのアクションをすることは反対ではないが、やり方については、慎重に行うべきであろう。

○F 評議員

「決められない政治の重要性」ということはあるだろうし、この問題は重要課題だと受け止めているが、結論までは出せないとしても、必要なアジェンダとして掲げ、重要性は認識しているということを示すべき。それも自治体学会としての一つのスタンスではないか。

○理事長

きわめて重要な問題であるので議題にしているが、タイミングも大事で、拙速であってもいけないので慎重に行うべき。タイミングということでは、日本学術会議が迅速に要望書を出して対応しているし、多くの学会でもすでに声明が出されているので、我々は、慎重に議論するという事も有るだろう。

今までの議論を踏まえ、当学会としては、評議員会でプロジェクトチームの設置を決定していただいて、理事会で人選を行い、この問題を検討してはどうか。今多くの声明が出ているが、当学会としては、せつかく分権改革20周年でもあり、自治という観点から真剣に検討するプロジェクトチームを設置してはどうか。拙速に意見を出すのではなく、しっかり議論した上で意見を出す。その経過の中で会員の意向も把握できる。それでは遅い、という会員は、有志で活動を進めていただくことでどうか。

○B 評議員

理事長の見解は、理解したが、そうであるならば、本日の議論した結果を理事長談話として示し、プロジェクトチームを立ち上げてはどうか。

○理事長

評議員会決定を受けて、理事長声明を出すこととする。また、本日の評議員会の議事録、

意見要旨は可及的速やかに出すことでよろしいか。

○A評議員

そのアナウンスが流れても、有志が行動することは妨げない、という理解でいいか。

○理事長

名称が独占されている訳ではないので、妨げないという意味決定は必要ないだろう。

○A評議員

プロジェクトチームが検討しているのに、有志とは言え、「自治体学会」という名前が出ることは困る、といった意見が出ることを危惧しての意見である。

○理事長

有志が「自治体学会」という名前を出しても自由ではないか。それこそ自治体学会らしいのではないか。自治体学会の外の人とグループを組んでもいい。

○理事長

今までの議論を踏まえ、①評議員会決定としてプロジェクトチームを設置する。②その人選は理事会で行う。③本日の決定事項を理事長声明として出す。また、経過も報告する。④プロジェクトチームで検討する中で、会員の意向を確認する。以上の4点を本日の合意事項として決定する。

なお、これらのことが有志の活動を妨げるものではないことは確認しておく。

以上

(作成 総務部会)